受注型企画旅行取引条件説明書面·契約書面

前掲の企画書面及びこの書面は、旅行契約が成立した場合の契 約書面の一部となります。 (旅行業法第 12 条-4 による取引条件説明書面)

(旅行業法第12条-5による契約書面)

1 受注型企画旅行契約

「受注型企画旅行契約(以下「契約」といいます。)とは、海鴎トラベル 株式会社(以下「当社」という)がお客様の依頼により、旅行の目的地 及び日程、お客様が提供を受けることができる運送等サービスの内容がびによりなながられている。 関する計画を作成し、これにより旅行を実施する旅行契約をいいま

2 契約の申込み

(1)当社がお客様に交付した企画書面の内容に関し契約を申込もうとするお客様は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに当社に提出していただきます。

が別に定める金額の甲込金ともに当社に提出していたださます。 (2)当社と通信契約を締結しようとするお客様は、前項の規定にかか わらず、会員番号を当社に通知しなければなりません。 (3)当社は、団体・グループを構成するお客様の代表としての契約責任者から、旅行申込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。 (4)契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に

- 提出しなければなりません。 (5)当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負う とが予測される債務又は義務について、何らの責任を負うものでは ありません。
- (6)当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開 始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責 任者とみなします
- (7)a.健康を害している方、b.身体に障害のある方、c.妊娠中の方、d.補助犬使用者の方その他の特別な配慮を必要とする方は、その旨お申出ください。当社は可能な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。

3 契約締結の拒否

当社は、次に掲げる場合において、契約の締結に応じないことがあり ます。 (1)当社の業務上の都合があるとき。

(2)お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実 施を妨げるおそれがあるとき。

4 契約の成立時期

(1)契約は、当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成 立します

(2)当社は、契約責任者と契約を締結する場合書面による特約をも マンプロには、大利見は日に大利で柳州する場内青山による行利をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申込みを受けることがあります。この場合、契約の成立の時期は、当該特約書面を交付したときに成立しませる。

3)申込金は、旅行代金、取消料、その他のお客様が当社に支払う

金銭の一部に充当します

金銭の一部に充当します。 (4)通信契約は、(1)の規定にかかわらず、当社がお客様の承諾の通知を受けて、同申込みを承諾する旨の通知を発した時に成立するものとします。ただし、当該契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知がお客様に到達した時に成立するものとします。

5 契約書面の交付

大利量間の大利 1)当社は、契約の成立後速やかに、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他旅行条件及び当社の責任に関する

事項を記載した契約書面を交付します。 (2)契約書面を交付した場合において、当社が契約により手配し旅 程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に 記載するところによります。

6 確定書面 (1)契約書面において、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び記載上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日(旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に契約の申込みがなされた場合にあっては、旅行開始日)までの当該契約書面に定める日までに、これらの確定状況を記載した確定書面を交付します。は合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。 (3)確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サーピスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

特定されます。

7 旅行代金の支払時期と旅行代金の変更

(1)旅行代金の額は、受注型金画旅行の企画書面に記載します。旅行代金は旅行出発日までの当社が定める期日までにお支払いくださ

い。 (2)利用する運送機関の運賃・料金が企画書面に記載した基準日において有効な公示されている適用運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改定された時は、その差額だけ旅行代金を増額又は減額することがあります。当社は、旅行代金を増額する場合は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に通知するものとし、この場合お客様は、旅行開始目前に合助料金のは取消料を支払うことなく変を発された。

は、旅行開始目削に企画料金又は取消料を支払っことなく契約を解除することができます。適用運賃・料金が減額された場合は、その差額だけ旅行代金を減額します。 (3)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

8 契約内容の変更

6 天前174日の夏史 (1)お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更

することがあります。 (2)当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービ (2)当社は、天久地変、戦的、泰凱、建区・1月/16(関守ジボリッーとス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全且つ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである。1700年の第2年には1980年の198 当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容 その他の受注型企画旅行の内容を変更することがあります。ただし、 緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

9 旅行契約の解除

9 版刊 天刊の併成 (1) お客様から取消料をいただく場合 ① お客様は、企画書面(ご予約確認書・条件書)記載の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。 ② 当社の責任とならない渡航手続き等の事由によるお取消しの場合も取消料をいただきます。 (2) お客様から取消料をいただかない場合

(2)の各様がの取消料をいたたかない場合 お客様は次に掲げる場合において、旅行開始前に取消料を支払うことなく契約を解除することができます。 ① 当社によって契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が「14 旅程保証」に掲げるものその他の重要なものであるときに限ります。 ② 旅行代金が増額されたとき(お客様から契約内容の変更の求め

があった場合を除きます。) ③ 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極め て大きいとき

(4) 当社がお客様に対し、期日までに確定書面を交付しなかったと

き。
⑤ 当社の責に帰すべき事由が生じた場合において契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
⑥ お客様は、旅行開始後において、当該お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨を告げたときは、(1)の規定にかかわらず、企画料金又は取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうち当該受領することができなくなった部分に係る金額をお客様に払い戻します。

くなった部分に係る金額をお客様に払い戻します。
⑦ 当社は、旅行代金のうち旅行サービスの当該受領するこ (グ) ヨれは、旅打れ、並のりら派打リューレスのヨ豚又関することができなくなった部分に係る金額から旅行サービスに対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額(当社の責めに帰すべき事由によるものでないときに限ります。)を差し引いたものをお客様に払い戻します。

10 当社の責任

(1)当社は、当社または手配代行者が故意又は過失によりお客様に

(1)当社は、当社または手配代行者が故意又は過失によりお客様に 損害を与えた場合は損害を賠償いたします。 (2) お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サー ビス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行 者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、(1)の場合 を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。 (3) 当社は、手荷物について生じた損害については、損害発生の翌 日から起算して、国内旅行にあっては 14 日以内に、海外旅行にあっては 21 日以内に、当社に対して通知があったときに限り、お客様 1 名 につき 15 万円を限度(当社に故意又は重大な過失がある場合を除 きます。)として賠償します。